

郡山市統計調査員協議会連合会補助金交付要綱

昭和52年1月17日制定

平成14年5月21日一部改正

平成15年4月1日一部改正

〔政策開発部ソーシャルメディア推進課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、統計調査員の資質の向上と調査事務の円滑な運営を図るため、郡山市統計調査員協議会連合会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助対象の範囲は、統計調査員の資質の向上と調査事務の円滑な運営を図ることを目的とした概ね次に掲げる事業で、補助額は予算の範囲内で定める額とする。

- (1) 統計調査に関する会員相互の連絡に関すること。
- (2) 統計に関する研修会、講習会等に関すること。
- (3) 統計調査員制度の調査、研究に関すること。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(補助事業の内容変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、総事業費の10パーセントの範囲とする。

2 規則第9条第1項に規定する補助事業等内容変更等承認申請書に添付する書類は、補助事業等変更事業計画書及び補助事業等の変更に係る収支予算書とする。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該事業完了後、速やかに行うものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年1月17日から施行する。
- 2 郡山統計調査員協議会補助金交付要綱（昭和42年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。